

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人奈賀隆雄の上告趣意のうち、憲法三七条違反をいう点は、記録上認められる第一審及び原審の公判審理の経過、本件事案の内容等に徴すれば、本件の審理が著しく遅延したとは認められないから、所論は前提を欠き、憲法三一条、三二条違反をいう点は、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五六年三月一九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	木	下	忠	良
裁判官	栗	本	一	夫
裁判官	塚	本	重	頼
裁判官	鹽	野	宜	慶
裁判官	宮	崎	梧	一